

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系排風機（A）温度スイッチ付指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
2	2号機	所内ボイラ（A）レベルスイッチに動作不良（レベル低低検出用接点不良）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋真空掃除機用電動機点検において、ブラケットハウジング内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	タービン建屋真空掃除機点検において、入口伸縮継手部にはく離が認められたため、当該部を修理	D	
5	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）プリコートタンク戻り空気駆動弁点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
6	4号機	原子炉格納容器内局所空調機（E）用原子炉補機冷却系出入口弁（2台）の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、対応検討	D	
7	5号機	高圧注水系蒸気加減弁点検において、リンク機構間隙値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	循環水ポンプ（A）点検において、電動機冷却水出入口配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	5号機	第5給水加熱器（A・B・C）ベント管点検において、浸食（4箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	循環水ポンプ（B）点検において、電動機冷却水出入口配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	5号機	循環水ポンプ（C）点検において、電動機冷却水出入口配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	5号機	補機冷却系海水ポンプ（B）点検において、電動機冷却水出入口配管及び配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	補機冷却系海水ポンプ（C）点検において、電動機冷却水出入口配管及び配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	使用済燃料プール内調査において、測定器具を中性子源ホルダーラック上部転倒防止金具に接触し、当該ホルダーラックが外れたため、当該箇所を復旧及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置冷却水出口温度スイッチ付指示計点検において、温度設定ネジの固着が認められたため、当該計器を交換	D	
16	6号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプ（C）入口圧力指示計点検において、指示不良（スティック）が認められたため、当該指示計を交換	D	
17	6号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入設備淡水注入電磁弁にシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
18	6号機	復水脱塩装置樹脂貯槽再生済樹脂出口弁（R-9）グランド部にリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋地階バッテリー室換気空調系空調装置がトリップしたため、当該装置を点検・修理	D	
20	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉（B）排ガスモニタサンプルポンプ（B）がトリップしたため、当該ポンプ（B）を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで